

仕様書

1. 案件名

岡山市立学校ひかり回線移行に伴う電話設備調査・設計業務委託

2. 目的

岡山市が現在利用している ISDN 回線のサービス終了予定に伴い、令和 9 年度中にひかり回線へ移行する予定である。スムーズな移行を図るため、各学校に整備されている電話回線設備および電話設備等の現地調査を行う。また、調査を踏まえ、適したサービスの検討を行う。

3. 実施場所

岡山市立学校 岡山市立足守小学校他ほか 124 拠点（拠点一覧は別紙回線一覧参照）

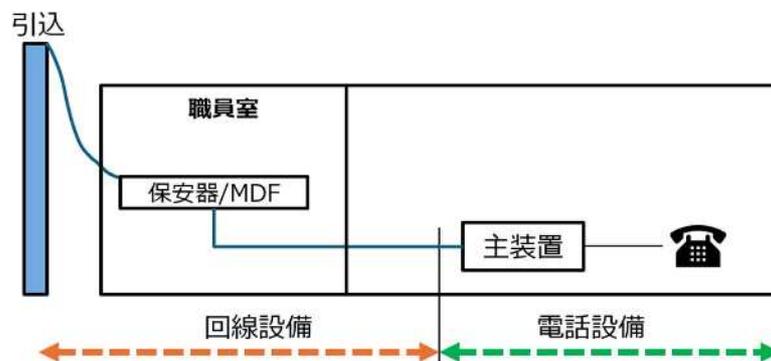
4. 委託期間

契約日から令和 8 年 8 月 31 日

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
→ 現地調査（回線設備・電話設備）				▲ 成果物提出 （8 月下旬）
			→ 移行検討及び成果物作成	

5. 調査範囲

引き込み～保安器/MDF～電話設備間の電話回線の配線ルート及び設置場所
電話設備の接続状況および設置場所



イメージ図

6. 業務内容

6. 1 サービス移行に伴う電話回線設備の現地調査

光回線の開通工事に伴う配管や電源等の付帯工事の要否判断を行う

- ① 電源の空き状況 (ONU 用)
- ② 引き込み～ONU 設置箇所までの配管要否
- ③ ONU 等端末設置箇所

※①～③に関しては、光回線提供不可の学校は調査を行わないこととする
光回線以外の開通工事に伴う付帯工事の要否判断を行う

- ④ 保安器～TA もしくはビジネスホン主装置までの配線ルート

※④に関しては、基本的に光回線提供不可の学校のみとする

6. 2 サービス移行に伴う現状の電話設備構成の現地調査

- ① 電話回線と電話設備、電話機の系統図を作成 (構成図)
— 回線構成図 (外線・内線パッケージ収容)
— 電話機・録音装置及び留守番電話収容
- ② 学校校舎展開図へ内線番号を含む電話機設置場所のプロット図を作成
(録音装置及び留守番電話機含む)
- ③ ビジネスホン設定情報
— 局線一覧表
— 内線一覧表
— 番号計画

6. 3 移行検討

6. 1 及び 6. 2 で実施した現地調査結果を元に、サービス移行可能な回線構成を検討し、構成図及び工事モデルプランの作成を行う。

- ① 回線が電話交換機に入線している等の系統図を作成
— 停電電話機、録音装置及び留守番電話、外線パッケージ収容の系統図も含む
- ② ①の系統図をもとに工事モデルプランを作成

6. 4 協議

6. 3 にて検討した、構成図・工事モデルプランを元に、委託者とサービス移行に関する協議を適宜行う。

7. 成果物について

学校ごとに作成し、令和 8 年 8 月 31 日までに指定した形式の電子データで納品すること。また、作成した図面等全ての所有権は委託者に帰属する。

作成に必要な各学校の教室及び職員室配置図は入札後、落札業者のみに渡す。

7. 1 回線設備のサービス移行に伴う付帯工事要否報告書 (PDF 形式)

- ① 付帯工事必要箇所
- 7. 2 電話設備のサービス移行に関する現状調査報告書
 - ① 電話設備系統図（構成図）＜現状＞（Excel 形式）
 - ― 一回線構成図
 - ― 電話機・録音装置及び留守番電話機収容
 - ― 外線・内線パッケージ収容図
 - ② 学校校舎展開図へ内線番号を含む電話機設置場所を記入したプロット図を作成（PDF 形式）
 - （録音装置及び留守番電話機含む）
 - ③ 電話交換機設定表（Excel 形式）
 - ― 局線一覧表
 - ― 内線一覧表
 - ― 番号計画
- 7. 3 移行検討
 - ① 電話設備系統図（構成図）（Excel 形式）
 - ― 電話機
 - ― 停電電話機
 - ― 録音装置及び留守番電話機
 - ― 外線パッケージ収容図
 - ② サービス移行に伴う概算費用（PDF 形式）
 - ― 付帯工事（配管、電源等）
 - ― 電話設備に関する移行費用（物品、設定等）

8. 事故の防止及び保証

受託者は業務遂行に当たり、関係法令等を遵守し、安全確保について万全を期すとともに、安全業務に努めること。万一、本件業務中に下記の人身事故、物損事故、学校設備、備品の破損が発生した場合、その被害内容等について直ちに委託者に報告すること。また、保証については受託者の責任とする。

- ① 生徒、教職員、来校者、第三者、受託者作業員の人身事故
- ② 作業車両等による全ての人身事故
- ③ 学校敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付属する設備に対する事故
- ④ 物品に対する事故
- ⑤ その他、受託者の管理責任に基づく事故

9. 遵守事項

- ① 受託者は、あらかじめ本件業務の業務責任者を委託者に届け出ること。
- ② 作業員は、名札や腕章等の着用等により、本件業務の従事者であることが容易に識別できるようにすること。
- ③ 学校敷地内（駐車中の車内含む。）の喫煙は禁止とする。
- ④ 受託者は、本件業務遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ⑤ 受託者は仕様書に記載された内容について、作業員に周知徹底させること。

10. その他

- ① 本書に記載のない事柄は、両者で別途協議して解決することとする。
- ② 委託者が受託者に支払う委託料は、契約書のとおりとする。